

# 職場における熱中症対策セミナー

2025年6月1日から、労働安全衛生規則の改正により職場における熱中症対策が事業者に対して義務付けられました。

熱中症対策の義務化について、その内容、具体的な対応方法、違反した場合の罰則、事業者の責任範囲、リスク回避策など、企業の経営者や担当者が理解しておくべき情報を学び、労働災害の未然防止に役立つセミナーを開催いたします。

日時：令和7年7月9日(水) 16時～17時

会場：笠岡商工会議所 2階 大会議室

講師：笠岡労働基準監督署

定員：30名

※ZOOMでのオンライン参加も可能です。

参加費：無料

対象者：笠岡商工会議所会員事業所  
(公社)井笠法人会笠岡支部会員事業所

労務管理者・現場責任者の方は是非!!

## 「その対策、大丈夫？新ルールで変わる熱中症対策の基本」

「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が義務化されました  
対象となるのは「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上  
又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

義務化①

### 「体制整備」

「熱中症の自覚症状がある作業  
者」や「熱中症のおそれがある  
作業者を発見した者」が、その  
旨を報告するための体制整備及  
び関係作業員への周知

義務化②

### 「手順作成」

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ確な判断  
が可能となるよう、①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡  
先及び所在地等 ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症  
による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係  
者への周知

義務化③

### 「関係者への周知」

## 職場における熱中症対策セミナー参加申込書

リアル参加

オンライン参加

事業所名			
参加者氏名			
メールアドレス	定員を超えた場合、オンライン参加をお願いする場合があります。		
事前質問事項			

笠岡商工会議所

FAX 0865-62-3730

〒714-0098 笠岡市十一番町3-3



申込みQR